

IT-ADR進行一覧表



戦略的IT紛争解決
IT-ADRセンター

申立人	被申立人	ITADRセンター	運営審査委員会	手続 (手続フロー対応)	手続内容	対応規程条項	必要書類等
1	○	○		申立のご相談	申立予定者が実際に申立てるかどうかが分からない段階の相談において、IT-ADRセンターでの紛争解決がどのようなものであるかなど、一般的な説明が中心です。仲裁合意の有無についてもお伺いし、以後の手続の相違についても御説明致します。		
2	○	○		問診手続申込 問診手続(申立予定者)	申立予定者から問診手続の申込及び問診費用の支払いを受け、得られる情報の限度で、案件のIT-ADRセンターでの審理に対する適否、当事者及び代理人の短期集中手続対応の可否、審理方法及び審理期間等を判断するための手続です。 適すると判断された場合、案件番号と案件名が記された受付票が発行されます。 不適と判断された場合、この案件は受付せず、手続は終了します。 なお、この手続はIT-ADR委員会の組織前に行われますが、案件内容確認手続のため、IT-ADRセンターでは、以後の審理に影響のないよう、中立性の確保には十分留意して行います。	IT-ADR22条 (申立予定者との問診手続) 料金2条	1. 問診手続申込書 2. 問診票 (申立人予定者用) 3. 証拠書類チェック表 4. 問診費用支払
3	○	○		IT-ADR(調停or仲裁)の申立/受付 IT-ADR(調停or仲裁)委任契約の申込/承諾	申立人が、IT-ADRセンターに、IT-ADR(調停or仲裁)を申立てます。申立と同時に申立人は、IT-ADRセンターに対するIT-ADR(調停or仲裁)委任契約の申込も行い必要があります。IT-ADRセンターは、申立書を受付し、IT-ADR(調停or仲裁)委任契約の承諾書を発行します。	IT-ADR3条(本規程の適用) IT-ADR23条(IT-ADR(仲裁)の申立及びIT-ADR(仲裁)委任契約の申込) IT-ADR24条(IT-ADR(仲裁)申立の受付及び申込の承諾)	1. 申立書 2. 資格証明(法人の場合) 3. 委任状(代理人の場合) 4. IT-ADR(調停or仲裁)委任契約申込書 5. 仲裁合意書(仲裁の場合)
4	○	○		被申立人への通知	申立人からADRの申立があったこと、及び諾否の前に問診手続が予定されていることを被申立人に通知し、問診手続を申込よう勧誘します。	IT-ADR25条1項(被申立人との問診手続)	
5	○	○		問診手続申込 問診手続(被申立人)	被申立人からの問診手続申込及び問診費用の支払を受け、被申立人から得られる情報も加味し、当該案件のIT-ADR(調停or仲裁)に対する適否か、被申立人及び代理人の短期集中手続対応の可否、審理方法及び審理期間等を最終的に判断します。	IT-ADR25条2~4項(被申立人との問診手続) 料金2条	1. 問診手続申込書 2. 問診票(被申立人用) 3. 証拠書類チェック表 4. 問診費用支払
6	○	○		IT-ADR(調停or仲裁)委任契約の勧誘	被申立人に対し、申立人のIT-ADR(調停or仲裁)申立に応じ、IT-ADR(調停or仲裁)委任契約を申込みよう勧誘します。	IT-ADR26条(答弁及び申込の勧誘)	
7	○	○		IT-ADR(調停or仲裁)の答弁/受付 IT-ADR(調停or仲裁)委任契約の申込/承諾	被申立人は、申立人に対するIT-ADR(調停or仲裁)の答弁書をIT-ADRセンターに提出します。提出と同時に被申立人は、IT-ADRセンターへのIT-ADR(調停or仲裁)委任契約の申込を行う必要があります。 IT-ADRセンターは、答弁書を受付し、IT-ADR(調停or仲裁)委任契約の承諾書を発行します。	IT-ADR27条(IT-ADR(仲裁)の答弁及びIT-ADR(仲裁)委任契約の申込)	1. 答弁書 2. 委任状(代理人の場合) 3. IT-ADR(調停・仲裁)委任契約申込書

IT-ADR進行一覧表



戦略的IT紛争解決
IT-ADRセンター

申立人	被申立人	ITADRセンター	ITADR委員会	運営審査委員会	手続 (手続フロー対応)	手続内容	対応規程条項	必要書類等
8	○	○	○	○	審理費用支払	審理費用の支払を受け、IT-ADR(調停or仲裁)の審理がスタートします。	IT-ADR24条(IT-ADR(仲裁)申立の受付及び申込の承諾) IT-ADR28条(IT-ADR(仲裁)答弁の受付及び申込の承諾) IT-ADR49条(IT-ADR料金及び費用) 料金6条	1. 審理費用支払
9	○	○	○	○	IT-ADR委員会の組織	IT-ADRセンター長が、IT-ADR委員候補者の中から、IT-ADR委員を選任し、IT-ADR委員会を組織します。合議体の場合は、IT-ADR委員の互選によりIT-ADR委員長を選出します。申立人及び被申立人にIT-ADR委員の氏名等の通知を行います。	IT-ADR8~19条(IT-ADR委員会) IT-ADR30条(IT-ADR委員選任の通知)	
10	○	○	○	○	審理計画の作成	問診手続において想定した審理期間の範囲内で、できる限り早期に審理計画を策定し、(可能な限り)各期日の具体的日程の確定まで行います。	IT-ADR30条(計画審理)	1. 審理計画表
11	○	○	○	○	審理	まず、IT-ADR期日のほか、準備期日、準備手続(対面のほか、電話・ファックス・電子メール等も使用)によって、主張や資料を整理します。これによって、争点を整理しつつ、速やかに審理計画を作成します。 その後は、当該審理計画に従って、証拠調べを中心とする期日を実施し、基本的には、審理計画で定めた全期日をもって、追加の審理を行うことなく審理は終了します。 また、IT-ADR委員会は、事実上の心証開示をする形で、一種の中間判断を行うことがあります。	IT-ADR31条(準備手続及び準備期日) IT-ADR32条(IT-ADR期日) IT-ADR33条(審理) IT-ADR34条(証人調) IT-ADR35条(求釈明) IT-ADR36条(不熱心な当事者) IT-ADR37条(期日要旨) IT-ADR41条(利害関係人) IT-ADR42条(申立の変更) IT-ADR43条(反対請求) IT-ADR44条(IT-ADR(仲裁)の却下) IT-ADR45条(取下げ) IT-ADR50条(使用言語等)	
	○	○			時系列表の作成、認否・反論	事実関係については、別に主張書面を作らず、時系列表に整理します。		1. 時系列表
	○	○			不具合一覧表の作成、認否・反論	システムの個々の不具合(不履行、瑕疵)については、別に主張書面を作らず、不具合一覧表に整理します。		1. 不具合一覧表
	○	○	○		争点の整理	事実上、法律上の種々の主張・反論・再反論...についても、別に主張書面を作らず、争点表の中で整理を行います。		1. 争点表
	○	○	○		争点の確定	整理された争点を確定させます。		
	○	○	○		デモンストレーション	システムの完成/未完成、瑕疵の有無が問題となる事案で、一定のシナリオに沿って実際のシステムのデモを行います。		
	○	○	○		証人調べ	争点判断のために必要な証人の出席による審問を行います。	IT-ADR34条(証人調べ)	
12	○	○	○	○	仲裁判断	審理の結果から、IT-ADR委員会が仲裁判断をし、仲裁判断書を発行し、IT-ADR(仲裁)は終了となります。	IT-ADR39条(仲裁判断書)	

IT-ADR進行一覧表



申立人	被申立人	ITADRセンター	ITADR委員会	運営審査委員会	手続 (手続フロー対応)	手続内容	対応規程条項	必要書類等
○	○	○	○	○	費用精算	審理前・審理中に支払われた費用の精算を行います。	料金6条2項	
○	○	○	○	○	和解勧試	審理の結果を基に、IT-ADR委員会が各当事者に和解案を提示します。仲裁手続の中でも、当事者の同意の下、和解勧試が行われることがあります。	IT-ADR38条(和解及び和解勧試)	
○	○	○	○	○	和解成立	IT-ADR委員会の和解案に両当事者が応ずれば、和解成立となります。IT-ADR(調停及び仲裁)は、これにより和解書を作成し、終了となります。 仲裁手続では、裁判所の執行決定(仲裁法第46条)のため、必ず「和解における合意を内容とする決定」(仲裁法第38条)とします。	IT-ADR40条(和解による解決及び仲裁判断書の作成)	
○	○	○	○	○	和解不成立	IT-ADR(調停)において、IT-ADR委員会の和解勧試に応じない場合には、和解不成立となり、IT-ADR(調停)は終了します。この場合、それまでの審理に基づき、IT-ADR委員会はIT-ADR結果報告書を発行します。 IT-ADR(仲裁)が和解不成立の場合は、期日を続行し、仲裁判断に向けて審理を行います。	IT-ADR38条3項(和解及び和解勧試) IT-ADR48条(IT-ADR結果報告書)	
○	○	○	○	○	仲裁勧試 仲裁合意	調停手続の途中でも、当該案件の全部又は一部につき仲裁合意して、仲裁手続に切り替わることもあります。また、IT-ADR委員会も手続の進行中、必要に応じて仲裁勧試することがあります。	IT-ADR21条(仲裁合意の効力等) IT-ADR47条(仲裁勧試)	1. 仲裁合意書(調停から)
○	○	○	○	○	運営審査	おおむね1年に1回、期間中に行われたIT-ADR委員会の審理、及びIT-ADRセンターの運営について、規程への違反、公正中立を疑わせる事情がなかったかを審査します。		